令和７年度　第２回市長会議次第

令和７年７月２９日（火）１４：３０
那須烏山市　風月カントリー倶楽部

１　開　　会

２　あいさつ
⑴　副会長兼開催市市長あいさつ
⑶　新任市長あいさつ
⑷　栃木県総合政策部長あいさつ

３　報告事項
⑴　会務報告について　〔資料１〕
①　栃木県国税・地方税キャッシュレス納付共同推進宣言　〔資料１－１〕
②　第９５回全国市長会議決議　〔資料１－２〕

４　協議事項
⑴　令和６年度栃木県市長会歳入歳出決算について　〔資料２〕
※原案のとおり決定
①　令和６年度栃木県市長会一般会計歳入歳出決算書　〔資料２－１〕
②　令和６年度栃木県市長会財産に関する調書　〔資料２－２〕
③　監査の意見書　〔資料２－３〕
⑵　令和８年度法令外負担金審議の基本方針（案）について　〔資料３〕
※原案のとおり決定
⑶　栃木県市長会代表役職の推薦について（２団体２役職）　〔資料４〕
※事務局案のとおり決定
①　栃木県人権施策推進審議会
②　栃木県市町村総合事務組合

５　そ の 他

６　閉　　会

資料1

栃木県市長会会務報告

期　日	種　別	概　要
R7.5.8(木)	第１回市長会議	栃木県自治会館において開催し、報告については了承し、協議については原案のとおり決定した。 〔報告〕 ⑴　会務報告について ⑵　市長会長及び副会長の役職について ⑶　全国市長会・全国市長会関東支部・県市長会等の主要日程について 〔協議〕 ⑴　栃木県市長会役員改選について 会　長　宇都宮市長 副会長　那須烏山市長 監　事　足利市長、矢板市長 ⑵　役員・委員の推薦について ①　全国市長会 理　事　那須烏山市長 評議員　栃木市長、小山市長、下野市長 ②　全国市長会関東支部 理　事　鹿沼市長 ③　栃木県市長会代表役職 ア　栃木県水防協議会 委　員　栃木市長 イ　栃木県環境審議会 委　員　小山市長 ウ　（公社）とちぎ環境・みどり推進機構 理　事　鹿沼市長 エ　（公財）栃木県育英会 理　事　那須烏山市長 オ　栃木県競技力向上対策本部 委　員　大田原市長 ⑶　県に対する要望について（春季）１８件 ⑷　国に対する要望について ①　全国市長会関東支部提出議案 ②　国に対する要望（新規）８件 〔その他〕 ⑴　栃木県市町村長会議の協議案件について

期　日	種　　別	概　　要
R7.5.13(火)	全国市長会関東支部役員会	山梨県富士吉田市「ハイランドリゾート　ホテル&スパ」において開催され、次の事項について協議を行い、原案のとおり決定した。 〔協議〕 ⑴　総会運営について ⑵　都県市長会提出議案の取り扱いについて ⑶　次期役員の予定について ⑷　全国市長会監事の推薦について ⑸　介護保険対策特別委員会委員の推薦について ⑹　環境対策特別委員会委員の推薦について ⑺　地方創生対策特別委員会委員の推薦について ⑻　令和６年度全国市長会関東支部歳入歳出決算について
R7.5.14(水)	第114回全国市長会関東支部総会	山梨県富士吉田市「ハイランドリゾート　ホテル&スパ」において開催され、次の事項について協議を行い、原案のとおり決定した。 〔協議〕 ⑴　議案審議 ①　令和６年度全国市長会関東支部歳入歳出決算について ②　令和７年度全国市長会関東支部歳入歳出予算について ③　都県市長会提出議案について ⑵　役員改選 ①　関東支部支部長、副支部長及び監事の選出について ②　関東支部理事の選任について ③　全国市長会副会長、理事、評議員の推薦について ⑶　次期総会主催都県市長会の決定について
R7.5.16(金)	秘書担当係長連絡会議	栃木県自治会館において開催し、次の事項について研修・意見交換を行った。 〔研修〕 「公職選挙法について」 栃木県選挙管理委員会選挙係長　吉澤　滋　氏 〔意見交換〕 ⑴　市長の休日について ⑵　交際費の執行基準や内規等について ⑶　市長の移動に関する現状等について ⑷　市長・副市長室及び秘書課事務室への入室のセキュリティ仕様について ⑸　市への表敬訪問があった団体への手土産について
R7.5.19(月)	要望書(県)の提出	第１回市長会議で決定した県に対する要望１８件について、会長が直接知事と面談し、要望書を提出した。

期　日	種　　別	概　　要
R7.5.27(火)	栃木県市町村長会議	本会及び町村会提出の協議事項３件他、県提出の協議事項が協議された。 ⑴　市長会・町村会提出協議事項 ①　結婚支援施策の充実等について ②　産業団地整備による企業誘致の推進について ③　安全・安心なインターネット利用環境の整備について ⑵　県提出協議事項 ①　空き家対策総合プラットフォームの構築について ⑶　報告事項 ①　第 41 回地域づくり団体全国研修交流会栃木大会の開催について ②　少子化対策アドバイザーの活用について ③　県産農産物のブランド力強化について ④　県立夜間中学の開校に向けた取組について ⑤　地域における自主防犯活動の活性化に向けた取組について （県警防犯アプリ「とちぎポリス」の活用）
R7.6.3(火)	全国市長会 理事・評議員 合同会議	東京都千代田区「日本都市センター会館」において開催され、報告については了承し、協議については原案のとおり決定した。 〔報告〕 ⑴　諸会議の開催状況等について ⑵　その他 〔協議〕 ⑴　自治功労者の表彰について ⑵　第９５回全国市長会議の日程及び運営について ⑶　第９５回全国市長会議への提出議案の取扱いについて ⑷　第９５回全国市長会議への提出決議案等について ⑸　次期役員等の選任について
R7.6.3(火)	全国市長会 各分科会	東京都千代田区「ルポール麹町」、「ＪＡ共済ビル」、「全国都市会館」及び「東京ガーデンテラス紀尾井町」において開催され、各支部提出議案が審議された。
R7.6.3(火)	全国市長会 市長フォーラム	東京都千代田区「ニッショーホール」において、次のとおり開催された。 〔特別講演〕 「持続可能な社会のために～温暖化は止められるのか～」 株式会社ウェザーマップ会長・気象予報士 森田 正光　氏

期　日	種　　別	概　　要
R7.6.4(水)	第95回全国市長会議	東京都千代田区「ホテルニューオータニ」において、次の事項について協議を行い、原案のとおり決定した。 〔協議〕 ⑴　令和５年度全国市長会決算報告 ⑵　令和７年度全国市長会予算承認 ⑶　各支部提出議案審議経過及び結果報告 ⑷　決議案審議 ⑸　役員改選
R7.6.16(月)	キャッシュレス納付共同推進宣言	足利銀行本店において開催され、より多くの方がキャッシュレス納付の恩恵を享受できるよう、国・地方・金融機関・関係民間団体が一体となってキャッシュレス納付の普及に取り組むことについて共同宣言を行った。【資料１－１】
R7.7.16(水)	全国市長会各委員会	行政、財政、社会文教、経済の各委員会が開催され、決議及び重点提言、今後の運営等について協議した。
R7.7.16(水)	全国市長会理事・評議員合同会議	東京都千代田区「日本都市センター会館」において開催され、報告については了承し、協議については原案のとおり決定した。 〔報告〕 ⑴　重点提言・提言について ⑵　諸会議の開催状況等について ⑶　その他 〔協議〕 ⑴　理事・評議員合同会議及び委員会開催要領（案）について
R7.7.22(火)	要望書(国)の提出	第95回全国市長会議において決定された決議・重点提言・提言について、県選出国会議員に対し、要望書を提出した。【資料１－２】

資料1－1

栃木県国税・地方税キャッシュレス納付共同推進宣言

社会全体のデジタル化は、国民・企業の利便性を向上させるとともに、行政の効率化・より便利な金融サービスの提供に資するものであり、その推進は官民を問わない共通の課題となっております。

これまで、国、地方公共団体、金融機関、関係民間団体においては、税公金の納付のデジタル化、すなわちキャッシュレス納付の利便性向上や普及促進に向けて、様々な取組を行い、キャッシュレス納付の利用割合については年々上昇傾向にありますが、未だ普及の余地が大きい状況にあります。

より多くの方がキャッシュレス納付の恩恵を享受できるよう、国・地方・金融機関・関係民間団体が一体となり、協力して取り組んでいくことが重要と認識しております。

こうした共通認識のもと、キャッシュレス納付の一層の普及に向けて、共同して推進していくことを宣言します。

令和７年６月16日

【共同宣言者】

栃木県
栃木県市長会
栃木県町村会

日本銀行
株式会社足利銀行
株式会社栃木銀行
足利小山信用金庫
栃木信用金庫
鹿沼相互信用金庫
烏山信用金庫
佐野信用金庫
大田原信用金庫
真岡信用組合
那須信用組合
栃木県農業協同組合中央会

関東信越税理士会栃木県支部連合会
栃木県納税貯蓄組合連合会
栃木県青色申告会連合会
一般社団法人栃木県法人会連合会
栃木県間税会連合会
栃木県酒造組合
埼玉栃木卸売酒販組合
栃木県小売酒販組合連合会
一般社団法人栃木県商工会議所連合会
栃木県商工会連合会

宇都宮税務署　鹿沼税務署
足利税務署　真岡税務署
栃木税務署　大田原税務署
佐野税務署　氏家税務署

令和７年６月１６日「栃木県国税・地方税キャッシュレス納付共同推進宣言」を行いました！

法人・個人事業主の方へ

消費税・源泉所得税、
個人住民税（特別徴収分）は簡単・便利な**「ダイレクト納付」**をお勧めします！

・全国の複数の地方団体に一括納付できます。
・税理士が納税者に代わって納付手続きができます。

自動車・不動産等をお持ちの方へ

自動車税・軽自動車税（種別割）、
個人住民税（普通徴収分）、固定資産税、
申告所得税等は便利・安心・安全な**「口座振替」**をお勧めします！

・口座振替依頼書の提出で納期ごとに納付を忘れる心配がなくなります。

キャッシュレス納付手続が利用できる主な税

納付手続の名称	利用できる主な税		
利用方法	国	県	市町村
口座振替	・申告所得税等 ・消費税等 （個人）	・個人事業税 ・自動車税 （種別割）	・個人住民税 （普通徴収分） ・固定資産税 ・都市計画税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税
ダイレクト納付 インターネットバンキング クレジットカード納付 スマホアプリ納付	・源泉所得税 ・法人税 ・地方法人税 ・消費税等 （個人・法人） ・申告所得税等 ・相続税 ・贈与税	・法人県民税 ・法人事業税	・法人市(町)民税 ・事業所税 ・個人住民税 （特別徴収分）

eLマーク及びeL-QRの付いた納付書がある税目

各納付方法の詳細はホームページをご確認ください。



（国税）

（地方税）

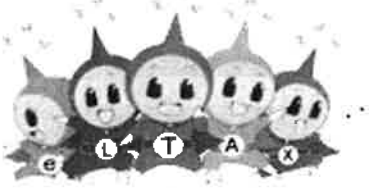

ＱＲコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

宣言内容・宣言者については裏面をご確認下さい。

資料1－2

栃市長会第１５０号
令和７年７月２２日

県選出国会議員　　様

栃木県市長会
会長　佐　藤　栄　一

第 95 回全国市長会議（総会）決議・重点提言の実現についてのお願い

平素は、県内各市発展のため格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、去る 6 月 4 日開催の第 95 回全国市長会議において決定いたしました決議・重点提言等を送付させていただきます。

・　「関税措置の影響等を踏まえた地域経済対策の充実強化に関する決議」については、物価高騰や関税措置の影響を見極めつつ、地域住民の生活の下支えをする観点から、電気・ガス料金支援や米の市場価格適正化に向けた対策など、総合的な物価高・地域経済対策に万全を期すよう求めるものであります。

・　「能登半島地震及び豪雨災害からの復旧・復興に関する決議」については、一日も早い被災者の生活再建、被災地の復旧・復興に向けた取り組みを強化、加速化するとともに、既存の法制等にとらわれることなく、被災地全体に同一の保障と財政措置を基本に、継続的かつ万全の措置を講じるよう求めるものであります。

・　「人口減少への対応とデジタル社会の推進による新たな地方創生の実現に関する決議」については、地域における自由な発想と創意工夫を凝らした様々な取り組みに対し支援を継続するとともに、デジタル人材の育成・確保に資する教育の充実と産業の育成について積極的な取組を行うよう求めるものであります。

・　「都市税財源の充実強化・地方分権改革の推進に関する決議」については、都市自治体が超高齢・人口減少社会においても自主的・主体的かつ安定的に行財政運営を行うことができるよう、都市税財源の充実強化及び地方分権改革の推進を求めるものであります。

・　「国土強靭化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議」については、

国土強靭化、防災・減災対策及び被災地の復旧・復興に向けた支援の充実強化を図るよう、迅速かつ万全の措置を講じることを求めるものであります。

・　「東日本大震災からの復興及び福島第一原子力発電所事故からの復興等に関する決議」については、被災地の一日も早い復旧・復興を実現するとともに、原発事故が早期に収束されるよう、特段の措置を講じることを求めるものであります。

つきましては、これら決議・重点提言事項の実現に向けて特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

全 国 市 長 会
決　　議

令 和 ７ 年 ６ 月 ４ 日
第 95 回全国市長会議決定

目　　次

関税措置の影響等を踏まえた地域経済対策の充実強化に関する決議 ‥　1

能登半島地震及び豪雨災害からの復旧・復興に関する決議‥　3

人口減少への対応とデジタル社会の推進による
新たな地方創生の実現に関する決議‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　9

都市税財源の充実強化・地方分権改革の推進に関する決議‥ 12

国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議‥‥ 16

東日本大震災からの復興及び
福島第一原子力発電所事故からの復興等に関する決議‥‥‥ 21

関税措置の影響等を踏まえた
地域経済対策の充実強化に関する決議

近年の物価高騰は、住民の生活費の上昇と企業の負担増を招き、地域経済に多大な影響を及ぼしている。

こうした中、令和７年４月３日、米国のトランプ大統領は、24％の相互関税の導入を発表し、また、自動車等について、25％の追加関税措置を発動した。

これを受け、国は、総合対策本部を設置し、我が国産業を守る対策に関する検討を重ね、先般、企業の資金繰りや雇用維持の支援などを柱とした緊急対応パッケージを決定したところであるが、日米間の関税交渉の行方が見通せない中、事業者を中心に不安が広がっている。

特に、中小企業・小規模事業者においては、原材料高、賃上げによるコスト増により既に厳しい経営環境にある中、今般の関税措置により、輸出停滞や取引条件の悪化に伴う受注減少や雇用縮小等も見込まれ、地域経済への深刻な影響が懸念される。

よって、国においては、この難局から地域経済を守り抜くため、下記事項について、機動的かつ万全な措置を講じられたい。

記

１．物価高騰や関税措置の影響を見極めつつ、地域住民の生活の下支えをする観点から、電気・ガス料金支援や米の市場価格適正化に向けた対策など、総合的な物価高・地域経済対策に万全を期すこと。

２．米国が発動した一連の関税措置の見直しに向け、引き続き粘り強い対米交渉を進め、地域経済への影響を最小限に抑えること。

３．関税措置の影響を受ける中小企業等が安心して事業を継続できるよう、相談体制を整備するとともに、正確、迅速かつ丁寧な情報提供を行うこと。

あわせて、中小企業等の資金繰りに支障が生じないよう支援するとともに、今後の関税措置による影響を十分に精査し、金利引き下げ措置の対象拡大など、必要に応じて更なる支援策を講じること。その際、支援を受け

る事業者の申請手続きに係る事務負担に十分配慮すること。

４．急激な受注減少等により、一時的な雇用調整の実施を余儀なくされた事業者に対する雇用調整助成金については、賃金上昇を踏まえて上限額を引き上げるとともに、適用要件の緩和など迅速な支援を受けられる措置を講じること。

５．今般の関税措置による影響を理由に、発注事業者が一方的に価格決定を行うなど、中小受注事業者の利益を不当に害することがないよう指導を徹底すること。

６．農林漁業者や食品事業者等に対して、輸出先の規制・ニーズに対応した生産体系への転換、事業の多角化や販路確保等を強力に支援すること。

また、国民への食料の安定供給を確保するためには、現場の生産者が将来にわたり安心して経営を継続できる環境整備が必要不可欠であることから、農林漁業者等に及ぼす影響を十分に勘案し、経営意欲を削ぐことのない具体的な対策を講じること。

以上決議する。

令和７年６月４日

全　国　市　長　会

能登半島地震及び豪雨災害からの復旧・復興に関する決議

令和６年能登半島地震の発生から１年５か月が経過し、被災自治体の懸命な取組や、国や県、全国各地からの支援により、インフラの応急的な復旧、被災家屋の解体、仮設住宅や災害公営住宅の整備など、復旧から復興に向けた動きが進展している。

しかしながら、本格的な復旧・復興には、半島地域の地理的特性、資材価格の高騰や人材の不足、広範な液状化地域の対策等による長期化が懸念されるほか、昨年９月に発生した奥能登地域への豪雨災害で、道路や農地等に、新たな被害が生じており、被災地の人々にとって依然、不安な状況が続いている。

加えて、最も被害が大きな奥能登地域は、人口減少と高齢化の進行が著しく、被災者だけの力では早期の生活再建は極めて困難な状況にある。

よって、国においては、地域の実情を十分に踏まえながら、一日も早い被災者の生活再建、被災地の復旧・創造的復興に向けた取組を強化、加速化するとともに、下記事項について、既存の法制等にとらわれることなく、また、被災地全体に同一の保障と財政措置を基本に、継続的かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

さらに、我が国では、その自然条件から、全国各地で地震災害や様々な自然災害が起こり得ることを踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」後も中長期的見通しのもと、防災・減災、国土強靱化の取組を進める必要があることから、国土強靱化実施中期計画を早急に策定し、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保するようあわせて要請する。

記

１．生活関連インフラの早期復旧に向けた支援

（１）大規模な被害により被災地支援や被災者の避難に多大な支障を生じている幹線道路及び生活道路・橋梁・トンネル等の公共土木施設の早期復旧・復興のため、権限代行などの支援を講じるとともに、全面的な財政支援措置を講じること。

（２）上水道並びに下水道及び浄化槽などの汚水排水の早期復旧を図るため、復旧工事等を担う技術者や施工事業者等の確保に対する支援など、各被災

自治体への支援を強化すること。また、長期化が予想される上下水道の本格復旧に対し、持続的な財政支援を講じること。

（３）地盤隆起等により甚大な被害を受けた漁港の本格的な復旧には、より専門的な知識を要することから、国において必要な技術的な支援と財政支援を講じること。

２．液状化被害地域の復旧

（１）広範な液状化被害地域の早期復旧を図るため、引き続き国において必要な技術的支援を講じること。

　また、側方流動により地盤のずれが生じている民間宅地の境界復元に係る支援メニューを創設すること。

（２）液状化被害地域においては、建物における罹災判定区分が低い場合であっても、給排水設備などの被害により、多額の修繕費用を負担する被災者も多くあることから、被害の実態に応じた支援を講じること。

（３）被災宅地を含めた液状化エリアの一体的な対策について、自治体の財政負担を軽減するため、特段の財政措置を講じること。また、対策工法によっては、維持管理費が恒久的に必要となることから、将来自治体が負担する経費についても、財政措置を講じること。

３．被災者の生活支援

（１）被災者生活再建支援金について、「半壊」「準半壊」「一部損壊」世帯への対象の拡大や現行の支給額の引き上げなど、被災者の実態にかんがみ、財政措置の充実を図るとともに、地域福祉推進支援臨時特例交付金について、交付対象地域を拡大すること。

（２）被災者が十分な支援を受け得るために、令和７年 12 月末日までとされている応急修理制度の申請期間及び工事完了期間を延長すること。

（３）被災地における各種検（健）診や予防接種について、国の直轄事業化を図ること。

４．専門職及び技術者等の人材派遣及び技術的な助言

（１）応援職員を派遣する自治体や被災自治体の負担を軽減するため、災害対策本部運営支援や家屋調査など、災害救助法の対象外となる職員の短期派

遣に係る経費のほか、中長期の派遣職員の受入れに要する経費に対する特別交付税措置を東日本大震災並みの全額まで拡充すること。

（２）農地・農業用施設の災害復旧に係る設計書作成等の支援のため、長期にわたる技術職員を派遣すること。

（３）住宅建築及び都市基盤整備において必要となる埋蔵文化財調査等に対する全面的な財政支援と専門職員の派遣を支援すること。

５．被災児童・生徒等の支援

精神的に不安定な児童・生徒等に対する心のケアなどにより教職員が業務過多となっていることから、教員の加配措置を拡充するとともに、発達支援に携わる専門職を派遣し、発達に特性のある児童・生徒や保護者の負担の軽減を図ること。

６．災害廃棄物の処理支援

（１）震災で生じた大量の災害廃棄物を早急に処理するため、ごみ処理施設・し尿処理施設の緊急仮復旧及び本格復旧をはじめ、仮置場の設置や災害廃棄物の輸送、最終処分場の確保、広域処理体制の整備などに対し、必要な支援を講じるとともに、被災自治体負担額の更なる軽減を図ること。

（２）災害廃棄物処理を関連省庁共同プロジェクトと位置付け、効率的で効果的に実施すること。

（３）公費解体の適用範囲について、倒壊の塀や擁壁などの解体費用や家財等の搬出費も補助対象とするとともに、中小企業以外の企業にも補助対象を拡充すること。

７．災害復旧・復興に向けた支援

（１）震災からの復旧・復興には長い時間と多額の経費が見込まれることから、被災地の復旧・復興等に要する経費について、速やかなる生活基盤の回復に向けての支援と中長期の財源確保ができるよう地方財政措置の拡充及び継続を図ること。

（２）消防・防災関係施設や文教施設、医療機関の迅速な復旧のため、補助率の嵩上げを行うとともに、機能向上を含んだ復旧が行なえるよう、補助の対象を拡大すること。

（３）被災地域の公立病院が医療体制を維持できるよう、収入の減少を補てんする新たな枠組みを創設すること。
（４）指定避難所や緊急避難場所となっている地域コミュニティ施設の災害復旧事業や機能強化等に対し、十分な財政支援を講じること。
（５）災害復旧に係る経費のほか、予防保全的に行う土砂災害対策及び治水対策等に対する財政措置を充実すること。
（６）被災した配水管の復旧に際し、新たな被害を防止するため、破損箇所に限定せず一体的に布設替えができるよう災害復旧費補助の対象を拡大すること。
（７）上下水道の早期復旧と地方公営企業の経営安定等を図るため、災害復旧事業に係る補助対象の拡充、補助率の嵩上げなど、特段の財政支援を講じるとともに、地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金に係る地方財政措置について、事業費の全額が特例措置の対象となるよう、財政措置の拡充を図ること。また、年度途中での資金不足が懸念されることから、年度当初の補助金の概算交付を実施すること。

８．避難者の受入を行う自治体等への支援

（１）住み慣れた地域を離れて仮設住宅等に入居している被災者の健康状況の確認や福祉的サポート体制を充実のため、居住自治体に対する人材派遣及び財政措置等を継続すること。
（２）広域的に避難者受入を行う自治体や福祉施設が、万全の被災者支援を行うことができるよう、平時から人的支援体制の構築と財政支援の拡充を図ること。

９．商工業及び農林水産業の復興に向けた支援

（１）なりわい再建支援事業など被災事業者に対する支援制度を強化し、負担を軽減するとともに、新店舗や仮店舗への一時移転費用、間接被害事業者への支援、飲食業界への支援など、支援策の拡充を図るとともに、長期的な財政支援措置を講じること。
（２）なりわい再建支援補助金について、復旧に際し、原状回復にとどまらず、生産性を向上した新たな設備への建替、入替が行えるよう、支援措置の拡充を図るとともに、既存補助事業の申請手続きの簡素化・迅速化を図るこ

と。

（３）事業活動の休業や縮小を余儀なくされた事業所に対する雇用調整助成金の特例措置の支給期間及び支給日数を延長するとともに、助成率の更なる引き上げを行うこと。

（４）被災した企業の人材確保対策を支援するための措置を講じること。

（５）農林漁業施設等の復旧・復興について、事業継続に意欲のあるすべての農林漁業者に支援が行き渡るよう、長期的な財政支援措置を講じること。

10. 観光産業の復興及び観光客回復に向けた支援

（１）被災した宿泊施設の事業再開に向け、海岸護岸を含むインフラ等の早期復旧を図るとともに、施設の改修や、従業員の維持、確保に向けた支援措置を講じること。

（２）被災地域にある観光施設の復興及び経営の安定化、地域の祭りやイベントの再開に向け、自治体等が行う取組を支援すること。

（３）北陸への観光旅行の需要を回復させるため、旅行支援施策等を継続的に実施するとともに、訪日外国人の誘客強化を図ること。

（４）間違った情報や誤解を招く情報、風評被害を防止するため、適切かつ正確な情報を徹底して提供し、周知すること。

11. 文化財・重要伝統的建造物等の早期復旧に向けた支援

（１）震災及び豪雨により損壊した文化財・重要伝統的建造物等の復旧について、所有者の費用負担の更なる軽減を図ること。

（２）存続の危機に直面している「輪島塗」と「輪島の海女漁の技術（伝統的漁撈文化)」の卓越性を広く発信し、ユネスコ無形文化遺産の登録を支援すること。また、「輪島塗」の後継者の確保や原材料及び商品の保管施設の整備を支援するとともに、輪島の海女漁の再開に向けた漁場清掃、漁場環境調査、海藻養殖事業等の取組に対し、新たな支援制度を確立すること。

12. 建設型応急住宅の活用

建設型応急住宅の再利用を含めた整備や、入居制度の緩和について検討し、活用を進めること。

13. 今後の防災対策

（１）今回の震災を踏まえ実施する地域防災計画や各種ハザードマップの更新や整備などに十分な財政措置を講じること。

（２）防災力の向上のため、緊急物資の備蓄倉庫を兼ね備えた防災拠点施設を整備するとともに、今後整備や更新が必要となる消防関係の施設・設備、避難所や備蓄倉庫、備蓄物資などを対象とした新たな補助金の創設や、補助対象の拡大、補助率の嵩上げを行うなど、国による弾力的かつ全面的な財政支援措置を講じること。

（３）災害時の孤立状態を回避するため、高規格幹線道路の整備を促進すること。

以上決議する。

令和７年６月４日

全　国　市　長　会

人口減少への対応とデジタル社会の推進による新たな地方創生の実現に関する決議

我が国において、想定を超えるペースで進む人口減少と出生数・出生率の低下は、担い手不足の急速な進行を招き、インフラや公共交通、買物、医療・福祉など日常生活に不可欠なサービスの維持等の課題を生じさせ、日本社会の将来にも大きな影響を及ぼすと考えられる。

都市自治体の多様な取組にもかかわらず歯止めがかからない人口減少や若年層の流出、高齢化の進行による地域社会の脆弱化など、地方の置かれている状況は極めて厳しく、その克服に向けて、地方創生の取組が極めて重要である。

また、公共サービス等を維持・強化するためには、デジタルトランスフォーメーションを推進し、デジタル技術を活用した効率化と利便性向上に取り組むことが必要である。特に、デジタル社会形成の司令塔を担う国の役割は極めて重要であり、様々な施策実施や課題解決を現場や自治体任せにすることなく、地域の実情や懸念に真摯に寄り添った対応が求められる。

あわせて、教育分野におけるＧＩＧＡスクール構想の推進をはじめ、デジタル化の進展を支える人材育成・確保についても、引き続き、積極的に取り組んでいくことが重要である。

このような中、政府は、「新しい地方経済・生活環境創生本部」において、地方創生２．０の「基本的考え方」を示し、「安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生」などの５本柱に沿った政策体系を検討のうえ、10 年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめることとしている。

今こそ地方の直面する状況を打破し、持続可能な活力ある社会の構築に向け、この国の在り方を変革する大きな流れを作り出していく好機であり、人口減少、東京一極集中の是正などについて従来の手法にとらわれることなく大胆かつ実効性のある政策を打ち出し、強力に推進することが必要である。

（人口減少への対応による新たな地方創生の実現）

今後の地方創生２．０の推進に当たっては、少子化対策を軸とした人口減少対策、東京一極集中の是正を明確にした我が国のグランドデザインと今後の地方創生の取組の方向性を示し、国と地方の役割分担のもと、都市自治体の自主的・主体的な取組を強力に支援すること。

また、若者・女性に選ばれる地方、多様性のある地域分散型社会づくりに向け、誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境の整備・支援、魅力ある職場づくり、新たな地方への人の流れを太くする施策の推進、思い切った企業の地方移転の推進、地方大学の充実、地域資源を活用した高付加価値型の産業等の創出など、これまでにないような大胆な政策を打ち出し、強力に推進

すること。

（デジタル社会の推進による新たな地方創生の実現）

デジタルトランスフォーメーションの推進は、人口減少が進む地方における様々な課題解決や地域の魅力向上に資するものであるため、地域における自由な発想と創意工夫を凝らした様々な取組に対し支援を継続すること。

地域のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、人材還流促進など当面のデジタル人材確保策を強化するとともに、今後のデジタル社会を見据えて、地方におけるデジタル人材の育成･確保に資する教育の充実と産業の育成について積極的な取組を行うこと。

また､地方公共団体情報システムの標準化に当たっては､移行経費について、令和７年度末までの移行期限に向けて準備に邁進してきた都市自治体が、事業を完了することができるよう、速やかに全額国庫補助により必要額を確実に措置すること。

あわせて､「特定移行支援システム」については、引き続き、都市自治体の推進体制や進捗状況も踏まえ、適切な認定や必要な支援を行うとともに、令和７年度までに移行するシステムと同様、移行に必要な経費については、全額国庫補助金により確実に措置すること。

さらに、ガバメントクラウド利用料等の運用経費についても、国が主体となって関係者との協議を更に実施し、より低廉な料金設定を実現し、また為替リスクへの対応を行うことなどにより、現行の運用コストを上回る負担額が生じないよう財政措置を講じること。

加えて、国・地方デジタル共通基盤の推進に当たっては、都市自治体の業務フローや実態を把握したうえで、制度・業務・システムの一体的な検討を進めること。

（新たな地方創生の実現に向けた財源の充実）

人口減少問題への対応による新たな地方創生の実現に向けて、都市自治体が取組を自主的・主体的に実施できるよう、地方財政計画の地方創生推進費を拡充するなど十分な地方財源を確保すること。

地方創生に係る交付金については、これまでにない新たな地方創生の取組を推進できるよう、その確保を図ること。

また、地方財政計画の地域デジタル社会推進費については、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、地域のデジタル化の推進に必要な経費を適切に計上すること。

（地域公共交通の再構築）

地域公共交通は、地域住民の日常生活を支える移動手段として、また、都市から地方への人の流れを創る社会基盤として、地方創生を推進するうえで重要な役割を担っていることから、その維持・確保及び利便増進等やネットワークの再構築に向けた取組に対し、積極的な支援策を講じること。

特に、ローカル鉄道の再構築については、まずは国が全国的な鉄道ネットワークの維持に関する考え方を示し、経済性に偏った議論がなされないよう、地域公共交通としての利便性・持続可能性の確保を基本として、ローカル鉄道に対する地域の声を十分に反映し、主体的に関与・調整すること。

あわせて、ＪＲを含めた鉄道事業者の持続的かつ安定的な経営が維持できるよう、経営安定基金の機能の一層の強化や、運行経費の支援など積極的な対策を講じること。

加えて、再構築に関する仕組みが改正地域交通法によって創設されていることから、鉄道事業法における事業廃止の規定については、沿線自治体の意見が反映されるよう、法制度の見直しも含め適切な措置を講じること。

また､自然災害による被災路線の早期復旧と代替交通の確保を図るとともに、鉄道事業者において被災を契機に直ちに存廃の議論に結び付けることがないよう、国として対応を図ること。

以上決議する。

令和７年６月４日

全　国　市　長　会

都市税財源の充実強化・地方分権改革の推進に関する決議

我が国の景気は、緩やかに回復してきたが、米国の通商政策や物価上昇の継続の影響により我が国の景気を下押しするリスクが高まっており、今後の地方財政を取り巻く環境は厳しいものになることも想定される。

もとより、今日の地方財政は、超高齢・人口減少社会を迎え、地方創生への取組をはじめ、こども・子育て政策の強化等による人口減少対策の推進、物価高騰への対応、福祉・医療・教育の充実、デジタル化、脱炭素化の推進、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化対策、さらには激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、従来にも増して都市自治体の果たすべき役割が拡大し、それに必要となる財政需要は増加の一途にあることから、都市税財源の確保がこれまで以上に重要である。

加えて、都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等、地方の発意を活かした地方分権改革を着実に推進していく必要がある。

国においては、以下のとおり、都市自治体が果たしている役割とその現場の実態を十分踏まえ、都市税財源の充実強化、地方分権改革の推進を図るよう強く求める。

（地方一般財源総額の確保）

社会保障関係費や人件費の増加、物価高への対応をはじめ、地方創生やデジタル化の推進、人口減少対策や防災・減災対策の強化など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映するとともに、令和８年度においても、都市自治体が引き続き安定的な財政運営を行えるよう、一般財源総額を増額確保すること。

また、地方交付税については、その総額を確保・充実するとともに、恒常的な財源不足については、臨時財政対策債によることなく、法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。

さらに、地方債についても必要な総額を確保するとともに、各種課題を踏まえ、要件の緩和や拡充等の見直しを行うこと。

（物価高騰対策等に係る地方財源の確保）

現下の物価高騰等に対応するため、都市自治体において、地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講じることができるよう、今後の経済状況や米国の関税措置による地域経済への影響等を踏まえつつ、十分な地方財源を確保すること。

（地方交付税の算定の充実）

基準財政需要額の算定に当たっては、個別の都市自治体の実態をより適切に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

また、地方財政計画で計上された経費が、個別の都市自治体にどのように算定されたのか、算出の考え方を分かりやすくかつ明確にすること。

（固定資産税の確保）

固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

また、経済対策や政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。

（自動車関係諸税の確保）

軽自動車税を始めとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことから、そのあり方の検討に当たっては、ＣＡＳＥ(コネクテッド・自動運転・シェアリング・電動化)に代表される自動車を取り巻く大きな環境変化を踏まえたうえで、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

また、いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止については、地方の意見を尊重し、地方の減収については代替の恒久財源を措置するなど、地方の財政運営に支障が生じることのないよう安定的な財源を確保すること。

（地方分権改革の推進）

都市自治体が超高齢・人口減少社会においても自主的・主体的かつ安定的に行財政運営を行うことができるよう、基幹税の拡充を中心に税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するなど、都市税財源の充実強化を総合的に図るとともに、地方分権改革を推進すること。

地方分権改革については、都市自治体の発意に根ざし、国と地方が協力して住民サービスの充実に取り組む提案募集方式を活用し、「従うべき基準」を含めた義務付け・枠付けの見直しや権限移譲等を更に進めること。

また、都市自治体からのデジタル化に関する提案については、住民サービスの向上や都市自治体の業務効率化につながり、地方分権改革を深化させるものであることから、提案を積極的に実現すること。

あわせて、都市自治体の計画策定等については、策定を義務付けず、「努力義

務規定」や「できる規定」としていても、これを財政支援等の要件としていることなど、計画を策定せざるを得ないケースも多く、都市自治体が進める主体的な取組を阻害していることから、令和５年３月に閣議決定された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」が実効性を持つように運用することを含め、地方の負担軽減に資する具体的な取組を進めること。

国においては、地方と真摯な協議を行いながら、真に地方分権の理念に沿った改革を推進すること。

（国庫補助金等の補助単価等の適正化）

国庫補助金等については、都市自治体の新たな発想や創意工夫を活かせるよう、地域の実情を踏まえて補助金等の自由度を高め、要件の緩和や手続の簡素化を図るとともに、補助単価等については現下の資材価格の高騰等の実態に即した見直しを行い、そのために必要な予算額を確保すること。

（こども・子育て政策の強化）

「こども未来戦略」をはじめ、こども・子育て政策の強化に向けた施策には、都市自治体を通じて実施されるものも多く、その具体化に当たっては実施主体となる自治体の実情を十分に踏まえたうえで着実に実施できるものとすること。

また、こども・子育ての基本となるべき施策については、地域格差が生じることのないよう、国の責任において、地方負担分も含めて必要な財源を確実に確保するとともに、自治体独自の取組についても、計画的にサービス提供できるよう、安定的な地方財源を確保すること。

「子ども・子育て支援金制度」については、国民の理解が得られるよう、国が主体となり、分かりやすく丁寧な周知、広報等を行うこと。

さらに、物価高騰等の現下の社会経済情勢が、公定価格で運営されている保育施設等の経営に甚大な影響を及ぼしているため、緊急に十分な財政支援を行うこと。

加えて、こども誰でも通園制度の本格実施をはじめ保育等の充実が求められており、他業種と比較して低水準である給与の見直しを含む更なる処遇改善を図るなど、担い手の確保等に対する必要な措置を講じること。

（学校給食無償化）

いわゆる給食無償化について、その趣旨・目的を明確にするとともに、国の制度として実施する場合、全国どこの自治体においても格差なく取り組めるよう、その費用については全額国費で措置し、学校給食の質の維持や、食材に係る地域の価格水準等による差異、食材価格の変動などの課題を十分に踏まえ、慎重に検討すること。また、制度設計や工程等については、早期に内容を明ら

かにするとともに、自治体の意見を十分に踏まえること。

（公立病院への財政支援等）

公立病院等のおかれている厳しい経営状況を踏まえ、病院事業への操出金等に係る財政措置を拡充すること。

また、公立病院等の医療機関は、物価高騰や賃上げの社会経済情勢も相まって極めて厳しい経営状況に直面していることから、地域医療提供体制に影響を及ぼすことのないよう、緊急に十分な財政支援を講じるとともに、医療施設等経営強化緊急支援事業（病床数適正化支援事業）について、地域医療を支える公立病院等に対しても必要な給付金の支給が行われるよう、十分な財源を確保すること。

以上決議する。

令和７年６月４日

全　国　市　長　会

国土強靭化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議

我が国は、その自然条件から、地震、津波、台風、豪雨、火山噴火、豪雪、竜巻など、これまで数多くの災害に見舞われてきた。昨年も能登半島地震が発生し、被災自治体では懸命な復旧・復興が進められているが、今後も中長期的な取組が続くことが見込まれる。また、全国各地で発生した大雨被害により、住民生活に深刻な影響を及ぼしているだけでなく、地方創生の取組等にも影を落としているところである。加えて、本年には大規模林野火災が発生し、広範で甚大な被害をもたらしている。

都市自治体においては、様々な防災・減災対策の充実強化に取り組んでいるが、今後も気候変動に伴う降水量の増加が懸念されるとともに、昨年８月には南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されるなど､南海トラフ地震や日本海溝･千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の大規模災害の発生も危惧されている。

これらの災害による被害等を可能な限り抑止し、住民の生命と財産を守り、地方創生の取組等を進めていくため、国土強靭化及び防災・減災に向けた取組をより一層進めていくことが急務となっており、国においては、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」に基づき重点的・集中的に対策を講じられている中、改正国土強靭化基本法に基づく国土強靭化実施中期計画を今月中に策定し、取組の更なる加速化・深化を図るとしている。

さらに､「防災立国」を実現するため、令和８年度中の防災庁設置に向けた検討も進められている。

また、インフラの維持管理を適切に行うことにより、防災効果を高めることができるが、都市自治体の財源は限られており、必要となる点検や維持修繕、更新の実施に支障が生じていることから、老朽化対策も推進する必要がある。

よって、国は、国土強靭化、防災・減災対策及び被災地の復旧・復興に向けた支援の充実強化を図るよう、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じられたい。

記

１. 国土強靭化に向けた取組の充実強化について

（１）令和６年能登半島地震など、近年頻発する大規模災害にかんがみ、強靭な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため､「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」をはじめとする取組が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。

また､「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」完了後にお

いても切れ目なく国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を早急に策定し、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。

（２）道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を地方においても集中的に推進するため、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を確保するなど、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を十分確保すること。

また、令和７年度までとされている緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、引き続き、防災・減災対策を充実強化させることが必要であるため、制度の継続とともに対象事業を拡大する等の地方財政措置の一層の拡充を図ること。

（３）災害時においても物資等を運搬できるよう、高速道路のミッシングリンクの解消、ダブルネットワーク化、暫定２車線区間の４車線化等の道路ネットワークの機能強化、無電柱化等の実施による災害に強い道路整備を実現すること。

２．生活・経済を支え、安全・安心を確保するためのインフラの機能確保について

今後、橋梁、トンネル、河川施設、上下水道、公園、港湾施設をはじめとしたインフラの老朽化が加速度的に進行する中、インフラが持つ機能を将来にわたって適切に発揮できるよう、短期集中的な対策及び安全性の確保に必要な予算を確保すること。

また、インフラの予防保全への本格転換を促進するため、点検、維持管理・更新を持続的に実施できるよう、広域連携やＤＸ技術の活用に取り組むとともに、必要となる財源を継続的かつ十分に確保すること。

特に、上下水道については、災害時においてもその機能が早期に確保されるよう、老朽化対策及び耐震化を重点的に進め、施設の強靱化を図ること。

さらに、再度災害の防止と施設機能の強化のため、災害時の改良復旧事業の更なる推進を図ること。

３．地震・津波・火山噴火対策の充実強化について

（１）国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮のうえ、「国土強靱化基本計画」、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等の諸計画を着実に推進すること。

また、本年３月に公表した南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しを踏まえ、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を見直し、被害軽減に向けた対策を強化すること。

（２）津波対策等として、防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備する

こと。

（３）火山噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県の主導による広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

４．台風・豪雨・雪害対策の充実強化について

（１）気候変動による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、「流域治水」の考え方に基づき、河川関係施設等の整備や補修など必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。

　また、地方自治体が管理する河川の改修、老朽化対策及び維持管理に係る財政措置を拡充すること。

（２）近年の降雨の状況を踏まえ、排水機場や排水ポンプ車の増強をはじめとする排水処理体制の充実など、内水浸水対策の強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。

（３）土砂・豪雨災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備を推進するとともに、危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、気象観測体制の強化、地方自治体による適時的確な避難指示等の発令に資する新たな技術を活用した防災情報の高度化などハード・ソフト両面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

（４）大規模な災害によるブラックアウト（大規模停電）を回避するため、非常用電源の整備に係る支援や燃油供給体制の構築、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靱化を図ること。

（５）大雪時の道路交通を確保するため、都市自治体の道路除排雪経費に係る財政措置に万全を期すとともに、将来にわたり持続的に除排雪体制が確保されるよう除雪オペレーターの確保・育成支援に取り組むこと。

　また、人口減少、高齢化の顕著な豪雪地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な雪下ろしの体制づくりなどを積極的に支援すること。

５．防災・減災対策の充実強化について

（１）災害対策基本法に定める避難指示等について、住民が一層適切な避難行動をとれるよう都市自治体の取組を支援すること。また、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成に当たっては、平時から地域や福祉と連携するとともに、実効性のある計画が作成できるよう、必要な財政支援も含め、引き続き、積極的な措置を講じること。

（２）災害に強い情報通信インフラを構築するとともに、災害に関する的確な

情報を多様な手段で提供するなど、被災エリアのすべての人々の命を守る行動を支援する仕組みの充実強化に努めること。

（３）災害発生時における広域的かつ機動的な危機管理体制を確保するため、国は、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ等の迅速な派遣及び支援を実施するとともに、平常時から自治体とホットラインを確立するなど、地方との連携強化に努めること。また、被災地支援の強化に必要な地方整備局等の人員・資機材等を確保するなど、令和８年度以降も災害対応のための組織体制の充実及び機能の強化を図ること。

（４）防災庁の設置に向けた検討に当たっては、早期に国の専門部隊を派遣するなど、国全体で総合的な災害対応力を発揮するための司令塔機能を強化するとともに、これまでの災害発生時における現場業務についての国と自治体の役割分担を十分検証し、災害対応力の強化に向けて、その最適化を図ること。

また、市町村は発災直後の緊急性の高い物資等の支援を中心に行い、避難所の生活環境を改善するためのトイレカーなど大型資機材については国や都道府県において調達・確保し、災害時に被災自治体にプッシュ型で貸与するなど、備蓄体制の整備について自治体の備蓄状況を考慮して総合的に検討し、方針を示すこと。

６．被災地支援の充実強化について

（１）被災地の早期復旧を図るため、被災自治体の実情を踏まえた、人的・財政的な支援を積極的かつ継続的に講じるとともに、被災者の生活再建への支援や、災害廃棄物処理の支援など、被災地の一日も早い復旧・復興のために必要な支援の充実強化を図ること。

（２）被災者生活再建支援制度について、被災地の実情にかんがみ、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の更なる見直しを図ること。

（３）災害救助法に基づく住宅応急修理制度において、水害による応急修理の審査事務の簡素化や制度の対象範囲について、現場の実態に即した見直しを図ること。

７．避難所施設の防災機能強化対策について

災害発生時に避難所となる体育館等について、空調設置など防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

８．大規模林野火災対策の充実強化について

大船渡市等で発生した大規模林野火災の原因調査や消防活動等について関係省庁が連携し検証を進め、早期に今後取り組むべき火災予防や消防活動、装

備・技術等のあり方を示すこと。

以上決議する。

令和７年６月４日

全　国　市　長　会

東日本大震災からの復興及び
福島第一原子力発電所事故からの復興等に関する決議

東日本大震災から 14 年が経過し、被災した各自治体が懸命の取組を続ける中、それぞれの被災自治体は復旧・復興の段階に応じた種々の問題に引き続き直面している。

令和７年度で終了となる第２期復興・創生期間後においても、被災自治体が地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興を進めるためには、引き続き、復興財源の確保はもとより、復興事業に係る専門的知識を有する人材の確保、予算制度の拡充・強化、柔軟な運用等を図ることが必要であり、今後新たに顕在化する課題に対しても引き続き国が前面に立って取り組む必要がある。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故についても、国は、早期収束へ向け、引き続き、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに全力で取り組むとともに、二度と同様の事故による被害と困難を招かないよう万全の措置を講じなければならない。

さらに、令和５年８月 22 日開催の「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議／ＡＬＰＳ処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」において、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出開始が決定されたことを受け、同年８月 24 日から東京電力が放出を行っているが、水産業等への甚大な影響が憂慮される。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興を実現するとともに原発事故が早期に収束されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

１．復興事業の実態に即した財政支援等について

（１）避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。

（２）災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するなど、将来的に被災自治体の財政的な負担が生じることのないよう見直すこと。

（３）防災集団移転促進事業で取得した移転元地の活用を推進するための支援

策を継続するとともに、適切な財政措置を講じること。

２．復興のための道路網の整備促進について

医療・防災面などの地域の安全・安心な暮らしの確保を含め、被災地の復興再生を図るため、復興道路及び復興支援道路と連結した幹線道路網や復興関連道路の整備を促進すること。

３．東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について

（１）原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど原発事故由来の事業については、引き続き、国の責任において、全額国費負担により強力に推進すること。

また、今後新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り組むこと。

（２）第２期復興・創生期間後においても、切れ目なく復興を進めることができるよう、十分な体制、柔軟な制度を構築するとともに、継続的かつ安定的な財源を確保すること。

（３）除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良など必要な道路・交通対策を実施すること。

（４）仮置場の原状回復等に必要な予算を確保するとともに、農地への原状回復については、農地の機能回復が十分に図られない場合や従前と比較して農作物等の減収等が生じた場合における補完費用や損失に対し、財政措置を講じること。

（５）福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水・処理水対策については、事業者に任せることなく国が前面に立ち、確実に完遂するとともに、今後の廃炉を担うリーダー等中長期を見据えた人材の育成・確保を図ること。

なお、令和６年９月に燃料デブリの試験的取り出しが開始されたことにより、廃炉作業に係る中長期ロードマップの最終段階である第３期に入ったが、本格的な燃料デブリの取り出しに当たっては、その実施に伴う安全対策等、多くの課題を抱えていることから、廃炉完了に向けての具体的な工程等について、関係機関が緊密に連携しながらスピード感を持って検討を進めること。

（６）ＡＬＰＳ処理水の海洋放出については、安全かつ着実な処理水の放出完了に向け、東京電力に対する適切な指導や、放出状況の監視について、最後まで国が責任を持って取り組むこと。

あわせて、厳格な海洋モニタリングを行うことやＡＬＰＳ処理水の安全性、その処分の必要性等について国内外に向けて科学的根拠に基づく透明性の高い丁寧な情報発信を実施するなど、国内外からの風評被害が発生しないよう、「ＡＬＰＳ処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を国の責任で確実に実行すること。

さらに、処理水については海洋放出によらない新たな処理・保管方法を国の責任で引き続き検討するとともに、トリチウムを分離する技術の確立に向けて検証を進め、放射性物質の測定にかかる費用については、令和８年度以降も国の予算措置を継続すること。

また、処理水等に関する市町村への積極的な情報提供とともに、国民への丁寧な説明等を行うこと。

（７）ＡＬＰＳ処理水の海洋放出開始以降に輸入規制を強化した国・地域に対し、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を強く要求するとともに、国は水産事業者等が安定的に事業を継続できるよう積極的な支援を行うこと。

（８）ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う損害について、被害の実態に見合った賠償が迅速かつ確実になされるよう東京電力を指導するとともに、国が前面に立って対応すること。

また、原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、ＡＬＰＳ処理水の処分に関する基本方針や行動計画による様々な対策の実施状況を継続的に確認し、具体的な調査等を行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。

（９）原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した経費及び財物損害等については、国及び事業者の責任により完全賠償すること。

商工業等に係る営業損害については、一括賠償による対応が取られてきたところであるが、損害が継続して発生している場合においては、適切に賠償するよう東京電力を強く指導すること。

また、農林水産業に係る営業損害についても、国内外を問わず出荷制限や風評被害により厳しい状況に置かれていることを踏まえ、十分な賠償を確実に継続するよう東京電力を強く指導すること。

さらに、すべての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」に明記されていない損害への対応を含め、東京電力に対し、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するとともに、財源

の確保と、適時適切な指針の見直しに取り組むこと。また、東京電力の損害賠償部門の体制強化はもとより、相談体制を十分に確保させ、誠意ある対応を徹底させること。

(10) 原発事故により影響を受けている避難者を含めたすべての被災者の健康の確保、特にこども及び高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応について人的及び財政支援を講じること。

(11) 原発事故による人口移動に伴う公立病院の経営悪化に対して自治体が行っている多額の財政支援に係る財政措置を講じること。

(12) 避難指示区域等における国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険の被保険者等の一部負担金及び保険料（税）等の免除措置に係る財政支援の見直しに伴う納税・納付や滞納整理に係る財政措置を講じること。

(13) 避難者の早期帰還を促進するため、不足する医療・福祉・介護及び保育・子育て分野の人材確保、初期救急医療体制の再構築や二次救急医療機関への負担軽減に係る財政措置など必要な支援策を講じること。

(14) ＡＬＰＳ処理水の処分に関して多大な影響を受ける水産業等における各種ＰＲ事業に対する財政支援について、支援対象を拡大するとともに、事前着手を認めるなど弾力的な運用を図ること。

４．原子力災害からの復興・再生について

（１）被災地における地域経済の活性化と安定した雇用を創出するため、企業誘致に係る財政措置の拡充等を図ること。

（２）「原子力災害により影響を受けた地域」とのイメージから生じる農林水産物などの各分野の風評被害を解消するため、国内外に向けた安全性に係る正確な情報を積極的に発信するとともに、都市自治体の取組に対し、十分な財政措置を講じること。

（３）風評被害の影響等により落ち込んだ観光客の回復を図るため、国内外への多角的な観光情報の発信、外国人旅行者等の誘客、さらには、観光地の整備などハード・ソフト一体となった観光施策を推進すること。

（４）福島新エネ社会構想の実現に向けて、洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入拡大や水素の活用等に係る総合的かつ積極的な支援を行うこと。なお、太陽光発電等の発電設備の導入や管理について、実態を踏まえた対策を講じること。

また、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の更なる推進を図るため、産業集積や人材育成などの具体的な取組を強力に実施すること。

加えて、第２期復興・創生期間後も取組を一層加速化させるため、十分な財源を確保すること。

（５）福島国際研究教育機構（Ｆ－ＲＥＩ）について、新産業創出等研究開発協議会を通じて福島県内の高等教育機関を含めた産学官との緊密な連携体制を構築するとともに、安定的な運営ができるよう国が責任を持って機構の体制強化、予算の確保を図ること。

（６）被災地における鳥獣被害については、野生鳥獣肉の出荷制限に起因する狩猟者の減少等により、その被害が広域化かつ深刻化していることから、被害防止体制の強化が図れるよう十分な財源を確保するとともに、国と県が連携して対策を強化すること。

（７）放射能に関する国民の正しい理解を促進するため、例えば高等学校の入学試験に放射能に関する出題を行うなど、教育の現場において幅広い角度からより実践的な取組が行われるよう努めるとともに、遺伝性影響のリスクの詳細な調査分析を行ったうえで、福島第一原子力発電事故での放射線被ばくと次世代以降の健康影響に因果関係がないことを科学的エビデンスに基づき情報発信すること。

５．原子力安全・防災対策の充実について

福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査のもと、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に取り組むこと。

さらに、原子力発電所における不適切事案について、迅速に公表する仕組みを構築し､透明性向上に取り組むこと｡原子力事業者の適格性については、保安規定に定めた基本姿勢を遵守するよう、厳格に指導し、原子力規制検査等による監視を徹底的に行うこと。

以上決議する。

令和７年６月４日

全　国　市　長　会

資料2

令和６年度栃木県市長会歳入歳出決算について

１　決算額

令和６年度決算は、歳入３１，８４６，２３３円、歳出２９，０１６，９９６円となり、前年度に比べて歳入は約２８１万円（9.7%）の増、歳出は約９４万円（3.3%）の増となった。

歳入から歳出を差し引いた歳入歳出差引額は、前年度から約１８７万円増の２，８２９，２３７円となり、全額これを翌年度へ繰越した。

（単位：円）

区　分	令和6年度	令和5年度	増減額	前年度対比率
1 歳入総額	31,846,233	29,035,282	2,810,951	9.7%
2 歳出総額	29,016,996	28,077,969	939,027	3.3%
3 歳入歳出差引額	2,829,237	957,313	1,871,924	195.5%

２　決算概要

（1）歳　入

（単位：円）

款	予算現額	収入済額	比　較
１　分担金及び負担金	２２，１２４，０００	２２，１２８，９６４	４，９６４
２　補助金	８，７２１，０００	８，７５４，２００	３３，２００
３　繰入金	１，０００	０	△１，０００
４　繰越金	９５７，０００	９５７，３１３	３１３
５　諸収入	２，０００	５，７５６	３，７５６
歳入計	３１，８０５，０００	３１，８４６，２３３	４１，２３３

１款「分担金及び負担金」は各市負担金など、２款「補助金」は振興協会助成金など、３款「繰入金」は財政調整基金繰入金、４款「繰越金」は前年度繰越金、５款「諸収入」は預金利子などであり、概ね予算どおりの収入となった。

歳入決算は、収入済額３１，８４６，２３３円となり、予算に対して４１，２３３円増加し、収入率は１００．１％となった。

（2） 歳　出　　（単位：円）

款	予算現額	支出済額	不用額
1　会議費	1，595，000	894，320	700，680
2　総務費	25，183，000	24，567，952	615，048
3　事業費	2，451，000	1，518，102	932，898
4　諸支出金	2，039，000	2，036，622	2，378
5　予備費	537，000	0	537，000
歳出計	31，805，000	29，016，996	2，788，004

1款「会議費」は、各種会議の開催費用などであり、支出済額８９４，３２０円、不用額７００，６８０円となった。主な理由は、副市長会議の報償費について、県デジタル戦略フェローに依頼したことにより講師謝礼を要しなかったことなどによるもの。

2款「総務費」は、事務局職員の人件費や事務室賃借料などであり、支出済額２４，５６７，９５２円、不用額６１５，０４８円となった。主な理由は、オンラインの活用等により事務費の節減に努めたことなどによるもの。

3款「事業費」は、市長調査研究事業などに係る経費であり、支出済額1，５１８，１０２円、不用額９３２，８９８円となった。主な理由は、調査研究事業について当初想定していた兵庫県よりも近い静岡県の自治体へ視察となったことから、旅費等の支出が見込みを下回ったことによるもの。

4款「諸支出金」は、一般財団法人地域活性化センター会費や各種団体会費、並びに基金への積立であり、概ね予算どおりの執行となった。

以上の結果、歳出決算は、支出済額２９，０１６，９９６円で、予算に対して2，７８８，００４円の不用となり、執行率は９１．２％となった。

（単位：円）

予算現額	歳入		歳出		歳入歳出差引額
	決算額	収入率	決算額	執行率	
31,805,000	31,846,233	100.1%	29,016,996	91.2%	2,829,237

資料２－１

令和6年度栃木県市長会一般会計歳入歳出決算書

	予算額	決算額
歳　入	31,805,000 円	31,846,233 円
歳　出	31,805,000 円	29,016,996 円
歳入歳出差引額		2,829,237 円

令和6年度栃木県市長会一般会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位:円）

款	項	予算現額	収入済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		22,124,000	22,128,964	4,964
	1 負担金	22,124,000	22,128,964	4,964
2 補助金		8,721,000	8,754,200	33,200
	1 助成金	8,721,000	8,754,200	33,200
3 繰入金		1,000	0	△ 1,000
	1 基金繰入金	1,000	0	△ 1,000
4 繰越金		957,000	957,313	313
	1 繰越金	957,000	957,313	313
5 諸収入		2,000	5,756	3,756
	1 預金利子	2,000	5,756	3,756
歳入合計		31,805,000	31,846,233	41,233

歳 出

（単位:円）

款	項	予算現額	支出済額	予算現額と支出済額との比較
1 会議費		1,595,000	894,320	700,680
	1 会議費	1,595,000	894,320	700,680
2 総務費		25,183,000	24,567,952	615,048
	1 総務管理費	25,183,000	24,567,952	615,048
3 事業費		2,451,000	1,518,102	932,898
	1 政務費	2,450,000	1,518,102	931,898
	2 自治振興費	1,000	0	1,000
4 諸支出金		2,039,000	2,036,622	2,378
	1 諸支出金	2,039,000	2,036,622	2,378
5 予備費		537,000	0	537,000
	1 予備費	537,000	0	537,000
歳出合計		31,805,000	29,016,996	2,788,004

歳入歳出差引額　　2,829,237 円

令和7年7月29日 提出

栃木県市長会
会長 佐藤栄一

令和6年度栃木県市長会一般会計歳入歳出決算事項別明細書

1 歳　入　　（単位:円）

款	項	目	予算現額			節		収入済額	予算現額と収入済額との比較	備考
			当初予算額	補正予算額	計	区分	金額			
1 分担金及び負担金			21,924,000	200,000	22,124,000			22,128,964	4,964	
	1 負担金		21,924,000	200,000	22,124,000			22,128,964	4,964	
		1 負担金	21,924,000	200,000	22,124,000			22,128,964	4,964	
						1 各市負担金	18,875,000	18,875,000	0	法令外負担金14市分（人口割 50% 均等割 50%）
						2 人件費負担金	3,249,000	3,253,964	4,964	栃木県町村会からの負担金
2 補助金			8,721,000	0	8,721,000			8,754,200	33,200	
	1 助成金		8,721,000	0	8,721,000			8,754,200	33,200	
		1 助成金	8,721,000	0	8,721,000			8,754,200	33,200	
						1 振興協会助成金	7,460,000	7,460,000	0	地域活性化センター会費、団体活動助成、研修事業助成
						2 全国市長会等助成金	1,261,000	1,294,200	33,200	全国市長会助成金・保険加入促進費
3 繰入金			1,000	0	1,000			0	△ 1,000	
	1 基金繰入金		1,000	0	1,000			0	△ 1,000	
		1 財政調整基金繰入金	1,000	0	1,000			0	△ 1,000	
						1 財政調整基金繰入金	1,000	0	△ 1,000	
4 繰越金			350,000	607,000	957,000			957,313	313	
	1 繰越金		350,000	607,000	957,000			957,313	313	
		1 繰越金	350,000	607,000	957,000			957,313	313	
						1 前年度繰越金	957,000	957,313	313	前年度繰越金
5 諸収入			2,000	0	2,000			5,756	3,756	
	1 預金利子		2,000	0	2,000			5,756	3,756	
		1 預金利子	2,000	0	2,000			5,756	3,756	
						1 預金利子	1,000	5,634	4,634	普通預金利子
						2 財政調整基金運用利子	1,000	122	△ 878	定期預金利子
歳入合計			30,998,000	807,000	31,805,000			31,846,233	41,233	

2歳　出　　（単位:円）

款	項	目	予算現額						支出済額	不用額	備考
			当初予算額	補正予算額	予算流用額	計	節				
							区分	金額			
1会議費			1,595,000	0	0	1,595,000			894,320	700,680	
	1会議費		1,595,000	0	0	1,595,000			894,320	700,680	
		1市長会議費	817,000	0	0	817,000			599,728	217,272	
							10需用費	637,000	530,528	106,472	
							13使用料及び賃借料	180,000	69,200	110,800	
		2副市長会議費	697,000	0	0	697,000			249,592	447,408	
							7報償費	300,000	0	300,000	
							10需用費	268,000	181,942	86,058	
							13使用料及び賃借料	129,000	67,650	61,350	
		3秘書担当課長会議費	65,000	0	0	65,000			36,900	28,100	
							10需用費	15,000	0	15,000	
							13使用料及び賃借料	50,000	36,900	13,100	
		4秘書担当係長会議費	16,000	0	0	16,000			8,100	7,900	
							10需用費	3,000	0	3,000	
							13使用料及び賃借料	13,000	8,100	4,900	
2総務費			24,713,000	450,000	20,000	25,183,000			24,567,952	615,048	
	1総務管理費		24,713,000	450,000	20,000	25,183,000			24,567,952	615,048	
		1一般管理費	24,713,000	450,000	20,000	25,183,000			24,567,952	615,048	
							2給料	8,694,000	8,667,600	26,400	
							3職員手当等	6,101,000	6,080,198	20,802	

款	項	目	予算現額						支出済額	不用額	備考
			当初予算額	補正予算額	予算流用額	計	節 区分	節 金額			
							4 共済費	2,535,000	2,432,503	102,497	
							7 報償費	120,000	120,000	0	
							8 旅費	490,000	371,230	118,770	
							9 交際費	100,000	65,000	35,000	
							10 需用費	165,000	126,862	38,138	
							11 役務費	179,000	178,834	166	
							12 委託料	100,000	0	100,000	
							13 使用料及び賃借料	2,069,000	2,050,533	18,467	
							17 備品購入費	1,000	0	1,000	
							18 負担金・補助及び交付金	4,629,000	4,475,192	153,808	
3 事業費			2,451,000	0	0	2,451,000			1,518,102	932,898	
	1 政務費		2,450,000	0	0	2,450,000			1,518,102	931,898	
		1 調査研究費	1,414,000	0	0	1,414,000			977,758	436,242	
							8 旅費	785,000	370,110	414,890	
							10 需用費	314,000	293,648	20,352	
							11 役務費	19,000	18,000	1,000	
							13 使用料及び賃借料	296,000	296,000	0	
		2 研修費	1,036,000	0	0	1,036,000			540,344	495,656	
							8 旅費	615,000	237,540	377,460	
							10 需用費	386,000	271,354	114,646	
							11 役務費	16,000	13,050	2,950	

款	項	目	予算現額						支出済額	不用額	備考
			当初予算額	補正予算額	予算流用額	計	節				
							区分	金額			
							13 使用料及び賃借料	19,000	18,400	600	
	2 自治振興費		1,000	0	0	1,000			0	1,000	
		1 情報発信費	1,000	0	0	1,000			0	1,000	
							11 役務費	1,000	0	1,000	
4 諸支出金			2,039,000	0	0	2,039,000			2,036,622	2,378	
	1 諸支出金		2,039,000	0	0	2,039,000			2,036,622	2,378	
		1 諸支出金	2,037,000	0	0	2,037,000			2,036,500	500	
							18 負担金・補助及び交付金	2,037,000	2,036,500	500	
		2 基金積立金	2,000	0	0	2,000			122	1,878	
							24 基金積立金	2,000	122	1,878	
5 予備費			200,000	357,000	△ 20,000	537,000			0	537,000	
	1 予備費		200,000	357,000	△ 20,000	537,000			0	537,000	
		1 予備費	200,000	357,000	△ 20,000	537,000			0	537,000	
							予備費	537,000	0	537,000	
歳出合計			30,998,000	807,000	0	31,805,000			29,016,996	2,788,004	

資料２－２

令和６年度

栃 木 県 市 長 会
財産に関する調書

栃 木 県 市 長 会

令和６年度　栃木県市長会財産に関する調書

１　財　　産

有価証券

区　　分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
とちぎテレビ株券	４，８００株	０株	４，８００株

（※１株：５０，０００円）

２　物　　品

物　　品　　名	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
パネルスクリーン	３　台	０　台	３　台
コートハンガー	１　台	０　台	１　台
冷蔵庫	１　台	０　台	１　台
キャビネット	１１　台	０　台	１１　台
手提げ金庫	１　台	０　台	１　台
ＯＡデスク	１　台	０　台	１　台
テプラ	１　台	０　台	１　台
デスク	４　台	０　台	４　台

物　　品　　名	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
脇　机	2　台	0　台	2　台
椅　子	3　台	0　台	3　台
ラックワゴン	2　台	0　台	2　台
茶器類整理棚	1　台	0　台	1　台
長　机	2　台	0　台	2　台
ロッカー（4人用）	1　台	0　台	1　台
電話機	1　台	0　台	1　台
デジタルメモリーレコーダー	1　台	0　台	1　台

３　基　　金

栃木県市長会財政調整基金

区　　分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
現　　金	7，185，092円	122円	7，185，214円

○保管状況

預入内訳
（足利銀行　県庁内支店）
￥7，185，214―（スーパー定期）　令和８年２月１３日満期　0.125 %

資料2－3

監 査 の 意 見 書

令和６年度栃木県市長会歳入歳出決算に係わる諸帳簿並びに関係書類について審査した結果、適正に処理されていることを認めます。

令和７年　６月　１８日

栃木県市長会

監　　事　　足利市長　早川尚秀

令和７年　６月　１７日

監　　事　　矢板市長　森島武芳

資料3

令和８年度栃木県市長会・町村会法令外負担金審議の基本方針（案）

１　審議にあたって

日本経済は、緩やかに回復している一方で、米国の関税措置等の影響、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響に伴う下振れによるリスクなどの課題を抱えており、国においては、当面のリスクへの備え・対応に万全を期すほか、賃上げ支援の施策を総動員するとともに、成長型経済への移行を確実にすることを目指すとしています。

また、県内市町においても、物価上昇によるコスト増など厳しい財政状況の中で、地方創生２．０の推進、防災・減災・国土強靭化、少子化対策・こども政策の着実な実施など、様々な課題への取組が必要となっています。

このような状況の中、令和８年度の法令外負担金審議にあたっては、各団体に対して、自立した団体運営について検討を促すことはもとより、各市町において、各団体の事業の必要性や効率性等について評価を行うとともに、物価上昇によるコスト増などに対する市町負担の必要性も精査し、市町負担金の適正化を図るものとします。

２　これまでの経過

定率減額や前年度決定額を限度額とする抑制措置をはじめ、各団体の事業内容等の精査を重視した事業評価などを基に、負担金の減額、廃止等を行い、適正化を図ってきました。

※　別紙「法令外負担金の推移」参照

３　基本方針

法令外負担金申請団体においては、自立した団体運営を基本に、創意工夫を図りながら、効率的な事業実施と適正な負担金の申請を行う必要があります。

令和８年度の法令外負担金審議にあたっては、原則、前年度決定額を基準とします。なお、物価上昇によるコスト増が、安易に市町負担金に転嫁されることがないよう、自助努力による事業（運営）の実施方法の見直しや工夫、繰越金・財政調整基金の充当等について十分に検討のうえ、市町負担金が申請されているか精査します。

さらに、各団体の事業等の評価を行うため、各市町への事前アンケート調査結果を考慮し、法令外負担金の適正化を図るものとします。

※　具体的には「令和８年度栃木県市長会・町村会法令外負担金審議要領」を参照のこと

別紙

法令外負担金の推移

◇過去の推移（H28～R7）

申請団体数　　３９団体（H28）⇒　　３４団体（R7）　　△５団体

負担金額　61,156,000円（H28）⇒ 60,478,900円（R7）　△677,100円（△1.1%）

年度	経過	審議対象団体数	負担金額 計	負担金額 市町	対前年比（%）
令和７	・原則、前年度決定額を基準とし、各市町による各団体の事業評価を実施した。 ・1団体に県補助や団体の運営等について文言を付した。	３４	60,478,900	50,007,750	1.1 1.0
				10,471,150	1.3
６	・原則、前年度決定額を基準とし、各市町による各団体の事業評価を実施した。 ・1団体に事業の在り方について文言を付した。	３５	59,843,900	49,502,200	4.9 4.9
				10,341,700	4.9
5	・前年度決定額を基準とし、各市町による各団体の事業評価を実施した。 ・コロナ禍により増加した繰越金等の活用が見込めることから3団体の負担金を減額し、2団体の負担金を全額認めないこととしたほか、全団体に市町の負担軽減等に係る意見を付した。	３５	57,059,900	47,200,500	△ 7.2 △ 7.3
				9,859,400	△ 6.7
4	・前年度決定額を上限とし、各市町による各団体の事業評価を実施した。 ・2団体に事業の在り方等に係る文言を付したほか、全団体に市町の負担軽減等に係る意見を付した。	３５	61,511,600	50,942,600	△ 1.0 △ 0.9
				10,569,000	△ 1.3
3	・前年度決定額を上限とし、各市町による各団体の事業評価を実施した。 ・4団体に団体の運営や事業の在り方について文言を付した。	３７	62,124,400	51,412,600	△ 0.3 △ 0.2
				10,711,800	△ 0.5
平成２８	・前年度決定額を基準とし、各市町による各団体の事業評価を実施した。 ・1団体の負担金を減額し、4団体に事業の在り方や繰越金の削減等の改善策を求めた。	３９	61,156,000	50,452,600	10.7 9.0
				10,703,400	18.5

※　市町村関連総括表より(平年度事業のみの金額であり単年度事業は含まない。)

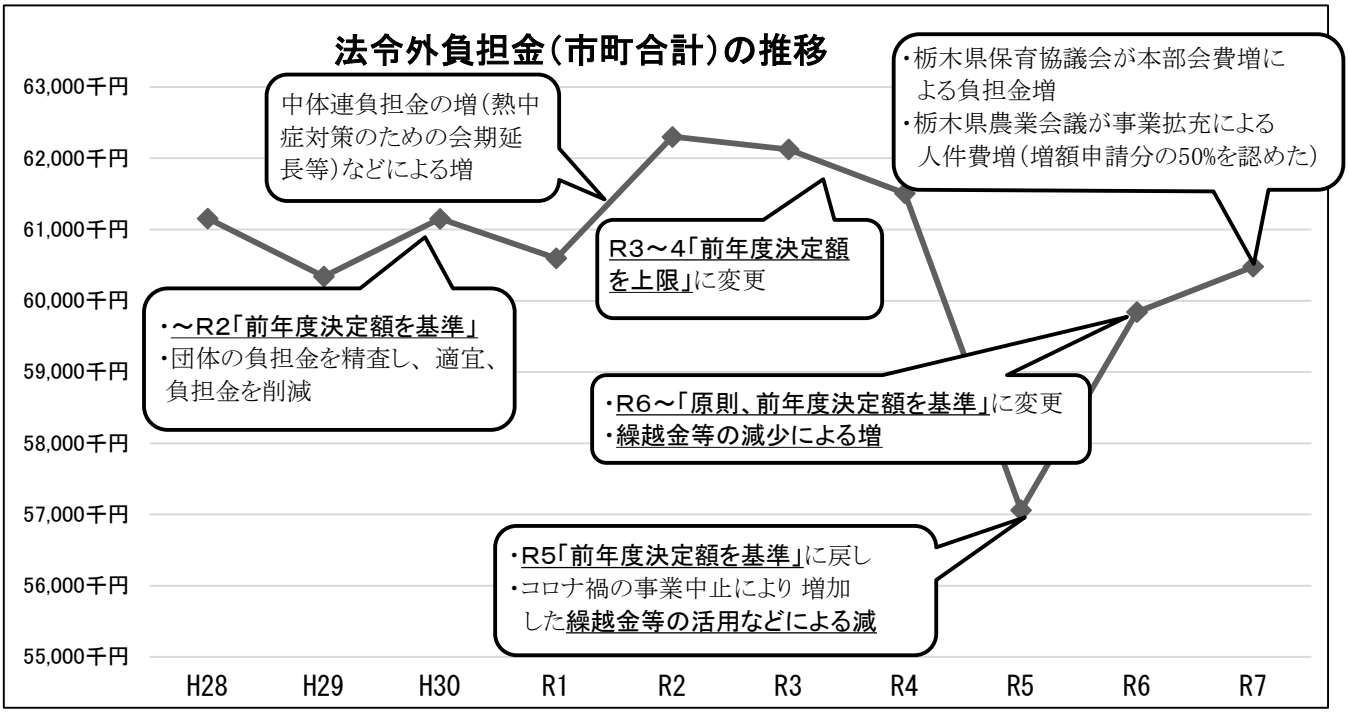

令和８年度栃木県市長会・町村会法令外負担金審議要領（案）

令和８年度の法令外負担金については、「令和８年度栃木県市長会・町村会法令外負担金審議の基本方針」に基づき、各団体においては、自立した団体運営を基本に、効率的な事業実施と適正な負担金の申請を行うことはもとより、各市町において、各団体の事業の必要性、効率性、効果、コストの妥当性等について評価を行うとともに、物価上昇によるコスト増などについて対応の必要性を精査し、市町負担金の適正化を図るものとする。

１　審議対象は、原則として県単位の団体で、その経費の全部又は一部について市町に負担を求めようとする団体とする。

２　現下の市町財政の状況に鑑み、次に該当する団体は、負担金の廃止・縮小を検討する。

(1) 予算額（財団・社団・公法人にあっては、負担金充当事業の予算額）に対する負担金額の割合が極端に低く、事業収入・会費（個人）収入がある団体
(2) 県が負担金・補助金を削減した団体
(3) 繰越金等が累積増加している団体
(4) 事業が縮小傾向にあり、必要性が少なくなっている団体
(5) 社会情勢や環境変化等に対応した事業効率化が滞っている団体
(6) その他、審議において必要とされた団体

３　団体の事業に係る経費について、次に該当すると見込まれるものは負担の対象外とする。

(1) 国又は県が市町のみに負担転嫁させている経費
(2) 研修視察旅行の経費及び多額の食糧費、旅費等
(3) 職員の表彰等の経費
(4) 県及び市町職員に対する餞別、慶弔及びこれに類する経費
(5) 申請団体が他の団体へ出す助成金等

４　令和８年度の市町負担金については、**原則、前年度決定額を基準**とする。

・　特に、負担金増額申請団体においては、自助努力による事業（運営）の実施方法の見直しや工夫、繰越金・財政調整基金の充当等についても十分に検討のうえ、市町負担金が申請されているか精査することとする。
・　市町負担額の単位は百円以上とする。

５　団体が負担金を求めようとする市町については、令和８年４月１日現在の市町とする。

６　負担金の算出基礎は、次によるものとする。

(1) 人口・世帯数にあっては令和２年国勢調査確定値とする。
(2) 児童・生徒数にあっては令和６年度学校基本調査報告書とする。
(3) 施設数等を算出基礎とする場合は、令和７年度末の施設箇所数等（データがない場合は令和６年度末）を基礎とする。
(4) その他のものにあっては、直近の統計資料を用いるものとする。
(5) (1)から(4)までに該当しないものは、従前の算出基礎を用いるものとする。

令和８年度法令外負担金審議日程（案）

◇　審議方針（案）を各市町へ意見照会　６月２６日（木）

◇　審議方針協議

・町村会　　７月１４日（月）（正副会長会議）

・市長会　　７月２９日（火）（市長会議）

（７月４日（金）秘書担当課長会議）

◇　各団体あて申請通知送付　　８月１日（金）

◇　各団体からの申請締切　　９月５日（金）

団体調書・申請書等の資料取りまとめ

◇　各市町へ調査　　９月１０日（水）

◇　各市町調査締切　１０月１日（水）

◇　申請団体ヒアリング　１０月上中旬

◇　幹事会　　１１月２１日（金）

◇　最終審議

・市長会　　１月１４日（水）（市長会議）

・町村会　　１月１６日（金）（町村長会議）

◇　各団体へ結果通知　１月１９日（月）（予定）

資料4

栃木県市長会代表の役職【改選前】

令和7年7月29日現在

番号	役職名		任期	宇都宮	足利	栃木	佐野	鹿沼	日光	小山	真岡	大田原	矢板	那須塩原	さくら	那須烏山	下野
1	栃木県農業信用基金協会	理事	3年（～令和9.6）											○			
2	栃木県都市計画審議会	委員	2年(～令和8.4市長会議)		○												
3	栃木県スポーツ推進審議会	委員	3年（～令和9.7）										○				
4	栃木県公立学校施設整備期成会	理事・監事	2年（～令和8.6）				理		理					監	理		
5	栃木県医療審議会	委員	2年（～令和8.11）										○				
6	栃木県国民健康保険審査会	委員	3年（～令和7.11）					○					○				
7	栃木県国土利用計画地方審議会	委員	3年（～令和8.6）							○							
8	（公財）栃木県市町村振興協会	評議員	4年(～令和10.6)											評			
		監事	2年(～令和8.6)												監		
9	栃木県水防協議会	委員	3年（～令和10.5）			○											
10	栃木県社会福祉審議会	委員	3年（～令和8.7）				○										
11	栃木県環境審議会	委員	3年（～令和10.7）							○							
12	栃木県救急・災害医療運営協議会	委員	3年（～令和9.3）					○									
13	（公財）栃木県国際交流協会	評議員	4年（～令和9.6）								○						
14	栃木県立博物館協議会	委員	3年（～令和9.12）														○
15	（公財）とちぎ建設技術センター	評議員・監事	4年(～令和10.6)						監			評				評	
		理事	2年(～令和8.6)								理						理
18	栃木県後期高齢者医療審査会	委員	3年（～令和8.3）		○				○								
19	（公社）とちぎ環境・みどり推進機構	理事	2年（～令和9.6）					○									
20	（公財）栃木県育英会	理事	2年（～令和9.6）													○	
21	とちぎ創生１５戦略評価会議	委員	5年（～令和8.3）														○
22	（一社）栃木県農業会議	理事	2年(～令和8.6)				○										
23	保証事業栃木協議会	委員	2年(～令和8.6)						○								
24	栃木県緑の少年団連盟	理事	2年(～令和8.7)			○											
25	とちぎ木づかい促進協議会	構成員	2年(～令和8.4市長会議)									○					
26	栃木県競技力向上対策本部	委員	2年（～令和9.3）									○					
27	園芸大国とちぎづくり推進会議	委員	2年(～令和8.4市長会議)								○						
28	栃木県次期プラン策定懇談会	委員	委嘱の日～令和8.3		○												
29	栃木県農政審議会	委員	令和6.12～令和8.12 ※計画策定時のみ設置							○							
30	栃木県人口未来会議	委員	令和7.4～令和8.3										○				

◎改選となる役職

16	栃木県人権施策推進審議会	委員	3年（～令和7.9）		○												

◎欠員補選となる役職

17	栃木県市町村総合事務組合	議員	2年（～令和8.3）			○						○			○	○	

	○代表役職の就任数(改選前)	0	4	3	3	3	4	3	3	4	4	3	3	3	3

栃木県市長会代表の役職【事務局案】

令和7年7月29日現在

番号	役職名		任期	宇都宮	足利	栃木	佐野	鹿沼	日光	小山	真岡	大田原	矢板	那須塩原	さくら	那須烏山	下野
1	栃木県農業信用基金協会	理事	３年（～令和9.6）											○			
2	栃木県都市計画審議会	委員	２年(～令和8.4市長会議)		○												
3	栃木県スポーツ推進審議会	委員	３年（～令和9.7）										○				
4	栃木県公立学校施設整備期成会	理事・監事	２年（～令和8.6）				理		理					監	理		
5	栃木県医療審議会	委員	２年（～令和8.11）										○				
6	栃木県国民健康保険審査会	委員	３年（～令和7.11）					○					○				
7	栃木県国土利用計画地方審議会	委員	３年（～令和8.6）							○							
8	（公財）栃木県市町村振興協会	評議員	４年(～令和10.6)											評			
		監事	２年(～令和8.6)												監		
9	栃木県水防協議会	委員	３年（～令和10.5）			○											
10	栃木県社会福祉審議会	委員	３年（～令和8.7）				○										
11	栃木県環境審議会	委員	３年（～令和10.7）							○							
12	栃木県救急・災害医療運営協議会	委員	３年（～令和9.3）					○									
13	（公財）栃木県国際交流協会	評議員	４年（～令和9.6）								○						
14	栃木県立博物館協議会	委員	３年（～令和9.12）														○
15	（公財）とちぎ建設技術センター	評議員・監事	４年(～令和10.6)						監			評				評	
		理事	２年(～令和8.6)								理						理
18	栃木県後期高齢者医療審査会	委員	３年（～令和8.3）		○				○								
19	（公社）とちぎ環境・みどり推進機構	理事	２年（～令和9.6）					○									
20	（公財）栃木県育英会	理事	２年（～令和9.6）													○	
21	とちぎ創生１５戦略評価会議	委員	５年（～令和8.3）														○
22	（一社）栃木県農業会議	理事	２年(～令和8.6)				○										
23	保証事業栃木協議会	委員	２年(～令和8.6)						○								
24	栃木県緑の少年団連盟	理事	２年(～令和8.7)			○											
25	とちぎ木づかい促進協議会	構成員	２年(～令和8.4市長会議)									○					
26	栃木県競技力向上対策本部	委員	２年（～令和9.3）									○					
27	園芸大国とちぎづくり推進会議	委員	２年(～令和8.4市長会議)								○						
28	栃木県次期プラン策定懇談会	委員	委嘱の日～令和8.3		○												
29	栃木県農政審議会	委員	令和6.12～令和8.12 ※計画策定時のみ設置							○							
30	栃木県人口未来会議	委員	令和7.4～令和8.3										○				

事務局案（希望調査及び選出方法による）

◎改選となる役職

16	栃木県人権施策推進審議会	委員	３年（～令和10.9）												○		

◎欠員補選となる役職

17	栃木県市町村総合事務組合	議員	２年（～令和8.3）		○	○						○			○		

○代表役職の就任数	0	4	3	3	3	4	3	3	4	4	3	4	2	3

栃木県市長会代表役職の選出方法

◆各市長の役職数　⇒　５つ以内とする。
　ただし、会長は原則として役職に就任しない。

◆新規に推薦依頼があった場合、継続で推薦依頼があった場合、ともに次のとおりとする。

　代表役職が、４つ以内の市長の希望を確認する。

　①１市の場合　　⇒　希望市に決定

　②複数市の場合　　⇒　希望市の中で就任役職の少ない市から建制順

　③希望市なしの場合　⇒　５つを超えない範囲で就任役職の少ない市から建制順
　　（副会長は、建制順によらず最後とする。）

◆任期のない役職については、２年で任期満了とみなし、上記の手続きを取ることとする。

◆任期のある役職で、市長選等により役職の任期途中で市長が退任した場合の残任期間については、後任の市長が務めるものとする。

附則　この取決めは、平成１２年１０月６日から適用する。
　　ただし、任期のない役職については、平成１３年度から適用する。

附則　この取決めは、平成１５年１月１５日から適用する。

附則　この取決めは、平成１５年８月４日から適用する。

附則　この取決めは、平成１６年４月１３日から適用する。

附則　この取決めは、令和６年４月２５日から適用する。

改選・追加となる役職の団体設置根拠・目的について

№16　栃木県人権施策推進審議会

○栃木県人権尊重の社会づくり条例

第６条 前条第３項（同条第５項において準用する場合を含む。）の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、及び知事の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する重要事項を調査審議するため、栃木県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、前項に規定するもののほか、人権尊重の社会づくりに関し必要と認められる事項について、知事に意見を述べることができる。

№17　栃木県市町村総合事務組合

○栃木県市町村総合事務組合規約

第１章第１条　この組合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 285 条の規定に基づき、栃木県内の市町村の事務の一部を共同処理し、もって市町村の財政の健全化と効率的な行政運営を図るとともに市町村の振興に寄与することを目的とする。